

## 第4回 木曾川文化圏市町合併協議会

と き 平成15年7月9日(水)  
午後2時30分から

ところ 各務原市産業文化センター  
3階 特別会議室

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議 題

#### 協議事項

- 協議第14号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第15号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第17号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第18号 地方税の取扱いについて

### 4. その他

#### 確認事項

- 協議会事務の進捗状況について
- 第5回以降の合併協議会開催日程等について

### 5. 閉 会

# 協 議 事 項

第 4 回 木曾川文化圏市町合併協議会

特別職の身分の取扱いについて（案）

- ( 1 ) 川島町の常勤の特別職（三役及び教育長）及び執行機関の委員（教育委員会の委員等）については、合併の前日をもって失職する。
- ( 2 ) 附属機関等の委員については、法令等に定めのある場合は、その規定を適用する。なお、該当規定のない場合は、両市町の長が別に協議して定めるものとする。

# 調整方針

## 専門部会 総務部会

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	特別職の身分の取扱い
調整の方針	(1)川島町の常勤の特別職(三役及び教育長)及び執行機関の委員(教育委員会の委員等)については、合併の前日をもって失職する。 (2)付属機関等の委員については、法令等に定めのある場合は、その規定を適用する。 なお、当該規定のない場合は、両市町の長が別に協議して定めるものとする。		
項目	各務原市	川島町	備考
1. 常勤の特別職及び執行機関の委員	<p>【地方自治法に規定されている特別職、執行機関】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>常勤の特別職 市長、助役、収入役、教育長</li> <li>執行機関の委員 教育委員会 選挙管理委員会 農業委員会 固定資産評価審査委員会 監査委員会 公平委員会</li> </ol>	<p>【地方自治法に規定されている特別職、執行機関】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>常勤の特別職 町長、助役、収入役、教育長</li> <li>執行機関の委員 左記に同じ</li> </ol>	
2. 付属機関等の委員	<p>【他の法令で必置または「置くものとする」とされた特別職等】</p> <p>防災会議 消防団 国民健康保険運営協議会 民生委員推せん会 体育指導委員 土地区画整理審議会</p>	<p>【他の法令で必置または「置くものとする」とされた特別職等】</p> <p>左記に同じ</p>	
	<p>【その他の委員会の委員などの特別職】</p> <p>総合計画審議会委員 特別職報酬等審議会委員 都市計画審議会委員 通正就学指導委員会委員 学校給食センター運営委員会委員 木曾川アカデミー運営委員会委員 その他上記以外の委員</p>	<p>【その他の委員会の委員などの特別職】</p> <p>総合計画審議会委員 特別職報酬等審議会委員 都市計画審議会委員 学校給食センター運営委員会委員 ほんの家協議会委員 ふるさと史料館運営委員会委員 その他上記以外の委員</p>	

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（案）

合併後、編入された区域の住民の意見を新市の行政に反映させるため、合併特例法の「在任特例」及び「定数特例」を適用するものとする。

# 調整方針

専門部会

協議項目	協議細目	協議細目	協議細目
協議項目	協議細目	協議細目	協議細目
調整の方針	議会議員の定数及び任期の取扱い 合併後、編入された区域の住民の意見を新市の行政に反映させるため、合併特例法の「在任特例」（第7条第1項第2号）及び「定数特例」（第7条第3項）を適用するものとする。		
市町の現状	各務原市	川島町	備考
1. 議員条例定数	30人（次回一般選挙より26人）	13人	
2. 議員任期	平成17年3月3日	平成17年7月27日	
3. 平成12年 国勢調査人口	131,991人	9,774人	
【定数特例と在任特例について】			
区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法 （定数特例）	合併特例法第7条による方法 （在任特例）
1. 合併関係市町村議員の身分	編入される市町村〔川島町〕の議員が失職する。	編入される市町村〔川島町〕の議員が失職する。	新市の議員として在任する。
2. 選挙すべき議員数	市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。（地方自治法第91条第1項） （地方自治法第91条に規定される法定定数 - 編入する市町村議員数）以内の数 地方自治法の法定定数 人口10万人以上20万人未満の市 34人	編入する市町村の旧定数〔各務原市〕× （編入される市町村人口〔川島町〕÷ 編入する市町村人口〔各務原市〕） 人 $30人 \times (9,774人 \div 131,991人) \approx 2人$ 編入する市町村の旧定数...編入する市町村議会議員の市町村合併前日における議員数	選挙なし
3. 任期	編入する市町村〔各務原市〕の残任期間	編入する市町村〔各務原市〕の残任期間	編入する市町村〔各務原市〕の残任期間

# 調整方針

専門部会

協議細目

協議項目 議会議員の定数及び任期の取扱い

## 【編入合併における定数特例・在任特例のパターンについて】

地方自治法による原則の適用

合併特例法による「定数特例」の適用（特例法第6条第2項）

合併特例法による「定数特例」+「定数特例」の適用（特例法第6条第2項・第5項）

合併特例法による「在任特例」の適用（特例法第7条第1項第2号）

合併特例法による「在任特例」+「定数特例」の適用（特例法第7条第1項第2号・第3項）

市町	現行	
	人口	現員
各務原市	131,991人	30人
川島町	9,774人	13人

## 合 併

原則	
各務原市	30人
川島町	0人
合計	30人

定数特例による	
各務原市	30人
川島町	2人
合計	32人

在任特例による	
各務原市	30人
川島町	13人
合計	43人

## 平成17年3月

地方自治法第91条による 一般選挙 (法定数34人以内) 条例定数26人
---

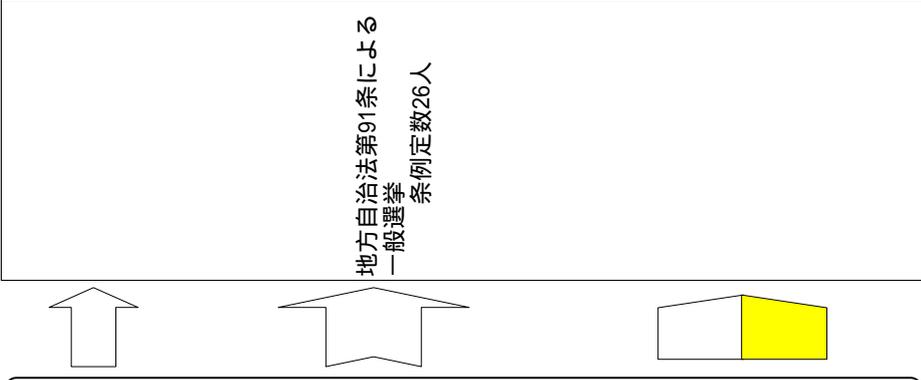
地方自治法第91条による 一般選挙 26人
-----------------------------

定数特例による	
各務原市	26人
川島町	2人
合計	28人

地方自治法第91条による 一般選挙 26人
-----------------------------

定数特例による	
各務原市	26人
川島町	2人
合計	28人

## 平成21年3月



# 調整方針

専門部会

協議項目	協議細目
<p>定数特例</p>	<p>議会議員の定数及び任期の取扱い  <b>市町村の合併の特例に関する法律（抄）</b>  <small>（議会の議員の定数に関する特例）</small>          第六条 省略          2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十条第二項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以上「旧定数」という。）に乗じて得た数（〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。          3～4 省略          5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。          6～8 省略</p>
<p>参考法令</p>	<p>議会の議員の在任に関する特例)          第七条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。          一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間          二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間 省略          2 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。 省略          4 省略</p>

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（案）

川島町農業委員会は各務原市農業委員会に統合する。合併特例法の規定を適用し、川島町の農業委員のうち、選挙で選出された12人は各務原市の農業委員の在任期間だけ在任する。

# 調整方針

## 専門部会 産業部会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	協議細目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
調整の方針	川島町農業委員会は各務原市農業委員会に統合する。合併特例法の規定を適用し、川島町の農業委員のうち、選挙で選出された12人は各務原市の農業委員の残任期間だけ在任する。ただし、川島町の農業委員のうち、農業協同組合の推薦及び議会の選任による農業委員は、特例がないため失職する。		
項目	川島町		
1. 農業委員の現状	<p>1. 定数</p> <p>選挙にて選出された委員 20人</p> <p>農業共済組合推薦 1人</p> <p>農業協同組合推薦 1人</p> <p>議会の選任 4人</p> <p>計 26人</p> <p>2. 任期</p> <p>平成13年4月27日から 平成16年4月26日まで</p>	<p>1. 定数</p> <p>選挙にて選出された委員 12人</p> <p>農業共済組合推薦 0人</p> <p>農業協同組合推薦 1人</p> <p>議会の選任 1人</p> <p>計 14人</p> <p>2. 任期</p> <p>平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで</p>	<p>川島町</p>
2. 新市の農業委員会の選挙による委員の定数及び任期	<p>【合併時】</p> <p>1. 定数</p> <p>選挙にて選出された委員 32人 (20人+12人)</p> <p>農業共済組合推薦 1人</p> <p>農業協同組合推薦 2人</p> <p>議会の選任 4人</p> <p>計 39人</p> <p>選挙にて選出された委員の定数 40人</p> <p>2. 任期</p> <p>合併時から 平成19年4月26日まで</p> <p>各務原市の任期が終了した3年後</p>	<p>【平成19年4月27日～】</p> <p>1. 定数</p> <p>選挙にて選出された委員 20人</p> <p>農業共済組合推薦 1人</p> <p>農業協同組合推薦 2人</p> <p>議会の選任 5人</p> <p>計 28人</p> <p>選挙にて選出された委員の定数 30人</p> <p>議会の選任定数 5人以内</p> <p>2. 任期</p> <p>平成19年4月27日から 平成22年4月26日まで</p>	<p>新市</p>
<p>(参考) 農業委員会等に関する法律</p> <p>第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。</p> <p>1 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）各一人</p> <p>2 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者五人以内</p>			
区分		選任方法等	備考
新市に1つの委員会を置く場合		<p>原則</p> <p>新たに選挙する</p> <p>特例（合併特例法）</p> <p>右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙による委員で互選する。</p>	<p>任期</p> <p>3年</p> <p>農業委員会等に関する法律第3条第1項、第7条第1項及び第15条第1項</p> <p>農業委員会等に関する法律施行令第2条の2</p> <p>編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間</p>

# 調整方針

## 専門部会 産業部会

協議項目	協議細目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
<p>3. 農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令</p>	<p><b>市町村の合併の特例に関する法律（抄）</b> （農業委員会の委員の任期等に関する特例）</p> <p>第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙として存在することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <p>一 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間</p> <p>2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれら委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。</p> <p>3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、第2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。</p>	<p>4 - 省略 -</p>						
<p>4. 先進事例</p>	<p>新市町村名 合併関係市町村 合併の方式</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="986 1637 1145 1798">甘日市</td> <td data-bbox="986 1451 1145 1637">佐伯町 吉和村</td> <td data-bbox="986 1301 1145 1451">編入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1145 1637 1329 1798">新居浜市</td> <td data-bbox="1145 1451 1329 1637">別子山村</td> <td data-bbox="1145 1301 1329 1451">編入</td> </tr> </table> <p>農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い</p> <p>佐伯町及び吉和村の農業委員会は、甘日市の農業委員会に統合するものとする。</p> <p>佐伯町及び吉和村の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律、第8条第1項第2号の規定により、甘日市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。</p> <p>なお、編入される市町村の選任による委員は、在任特例が適用されず失職することとなる。</p> <p>別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。</p> <p>別子山村の農業委員で選挙による者のうち2名は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。この場合において、2名の選出については、別子山村の農業委員で選挙による委員である者の互選により、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p>	甘日市	佐伯町 吉和村	編入	新居浜市	別子山村	編入	<p>4 - 省略 -</p>
甘日市	佐伯町 吉和村	編入						
新居浜市	別子山村	編入						

一般職の職員の身分の取扱いについて（案）

川島町の定数内の職員は、すべて各務原市の職員として引き継ぐものとする。

# 調整方針

## 専門部会 総務部会

協議項目		一般職の職員の身分の取扱い			協議細目		
調整の方針		川島町の定数内の職員は、すべて各務原市の職員として引き継ぐものとする。 なお、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、各務原市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。					
項目	1. 職員定数及び実職員数	各務原市			川島町		
		条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	備考	
部 局 名	市(町)長の事務部局職員	649	630	75	73	【市町村の合併の特例に関する法律(抄)】 (職員の身分取扱い) 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。 【地方公務員法(抄)】 (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員) 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3 特別職は、左に掲げる職とする。 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の議決若しくは同意によることを必要とする職 一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他のこれに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれら者に準ずる者の職 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職	
	議会の事務部局職員	10	10	* 2	1		
	選挙管理委員会の事務部局職員	6	(4)	* 2	(2)		
	監査委員の事務部局の職員	6	(2)	* 2	(2)		
	公平委員会の事務部局職員	4	(5)	0	0		
	固定資産評価審査委員の事務部局職員	2	(2)	* 2	(2)		
	教育委員会の事務部局職員	58	57	0	0		
	教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	178	174	0	0		
	農業委員会の事務部局の職員	8	(3)	* 2	(2)		
	消防機関の職員	159	158	0	0		
水道事業の職員	60	49	* 5	(3)	2		
合計	1,140	1,088	78	76			
		( )は兼務で外書き、* は、兼務者含む <平成15年4月1日現在>					

## 地方税の取扱いについて（案）

地方税については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。

各税目の取扱いについては以下のとおりとする。

- 1．個人市民税の均等割については、各務原市の例による。
- 2．法人市民税（法人税割）については、以下の2案を提案する。
  - 合併特例法第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度及びこれに続く5カ年度は、不均一課税を実施する。
  - 不均一課税を実施しない（合併時に各務原市の税率に統一する）。
- 3．固定資産税については、各務原市の例による。
- 4．軽自動車税については、各務原市の例による。
- 5．たばこ税については、各務原市の例による。
- 6．入湯税については、各務原市の例による。
- 7．都市計画税については、各務原市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度及びこれに続く5カ年度は、不均一課税を実施する。



# 調整方針

## 専門部会 税務部会

協議項目 税目	協議細目		調整方針
	各務原市	川島町	
4. 軽自動車税	1. 税率 標準税率  2. 納期 5月11日～ 5月31日	1. 税率 標準税率  2. 納期 5月11日～ 5月31日	軽自動車税については、各務原市の例による。 ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。
5. 市町たばこ税	1. 税率 標準税率 売り渡し等に係る製造たばこの本数 1,000本につき 2,977円 旧三級品 1,000本につき 1,412円	1. 税率 標準税率 売り渡し等に係る製造たばこの本数 1,000本につき 2,977円 旧三級品 1,000本につき 1,412円	たばこ税については、各務原市の例による。
6. 入湯税	1. 税率 入湯客1人1日150円(標準課税)  2. 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	制度なし	入湯税については、各務原市の例による。
7. 都市計画税	1. 税率 100分の0.3  2. 納期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月 末日	制度なし	都市計画税は、各務原市の例による。 ただし、特例法第10条の規定により、合併する日が属する年度及びこれに続く5力年度は不均一課税を実施する。

## 第 5 回以降の合併協議会開催日程等について

## 合併協議会の開催日程

回	月日(曜日)	時間	会場
第 5 回	8 月 8 日(金)	13:00 ~ 15:30	各務原市産業文化センター 3 階特別会議室
第 6 回	9 月 5 日(金)	P M(時間未定)	川島町公民館集会室
第 7 回	1 0 月 7 日(火)	P M(時間未定)	各務原市産業文化センター 3 階特別会議室

平成 15 年 7 月 9 日現在の予定です。変更する場合があります